

VIII 計画の推進にあたって

本計画は、人が生きる風景を守り、育むことで、前橋にふさわしい良好な景観を実現するとともに、これからも良いものが育つまちであることを支え、新しい価値の創造に寄与する景観形成に向け、本市関連施策全般にわたり景観行政を機能させるため、庁内外での連携に取り組みます。

景観形成の成果については、それが目に見える形になるには長い時間がかかります。

景観行政は、その性質上、都市計画の他、農業政策、産業政策、商業振興、環境政策、観光政策、文化財保護、教育施策、その他公共施設整備など多岐にわたるとともに、市民の景観に対する高い認識、深い理解、協力が必要であり、さらに、人の生活に根ざした将来にわたり持続可能な景観形成を行うためには、その主役である市民の景観づくりへの主体的な取り組みなくしては、実現することが難しい状況にあります。

このため、景観行政を推進する上で重要となる、「全市的な景観に関わる事業・活動をフォローする運用体制づくり」、「それらを具現化するための取り組み推進」、「景観形成重点地区などの制度活用」などに取り組みます。

1 | 審議会と庁内連携

(1) 景観審議会（前橋市景観条例第 25 条）

本市では、景観の形成に関し必要な事項を調査審議するため、「前橋市景観審議会（以下、審議会）」を設置しています。審議会の委員は、景観分野を専門とする学識経験者のほか、景観形成に関わりのある各分野の専門家、公募市民で構成（資料編参照）し、これまでに各種の協議、報告、意見聴取などを行ってきたほか、重要事項については市長から諮問され、審議会として答申することとしています。

本計画は、審議会からの答申を受けて作成（前計画を改定）したものであり、今後の計画の推進にあたっては、審議会と連携し効率的・効果的な推進に努めることとします。

(2) 景観計画推進庁内連携

本計画の作成に際しては、景観形成に関わりのある庁内関係所属の意見を集約するなどして作業を進めました。今後は、景観計画の進行管理を中心に、本市における良好な景観の形成に向けて庁内連携を継続することとします。

2 | 推進体制

本市では、都市計画課が中心になって、前橋市景観条例に係る業務などの景観行政施策を進めています。

都市計画課は、庁内関係所属、第三者機関、専門アドバイス機関、関係団体等を調整し、景観形成を行う多様な主体の活動を支援します。

【都市計画課】

庁内関係所属・第三者機関・専門アドバイス機関、関係団体等と、多様な活動主体の間を繋ぎ調整する役割を担う。

【庁内関係所属】

関係所属間で情報共有しながら、各所属の所管事業で景観に配慮した取り組みを進める。

【第三者機関】

景観審議会は、景観形成に関し必要な事項を調査及び審議する機関として、市長が設置する諮問機関。

都市計画審議会は、都市計画との整合性や景観基準等の強制力担保のための都市計画制度等の適用などについて市の要請に応じて審議。

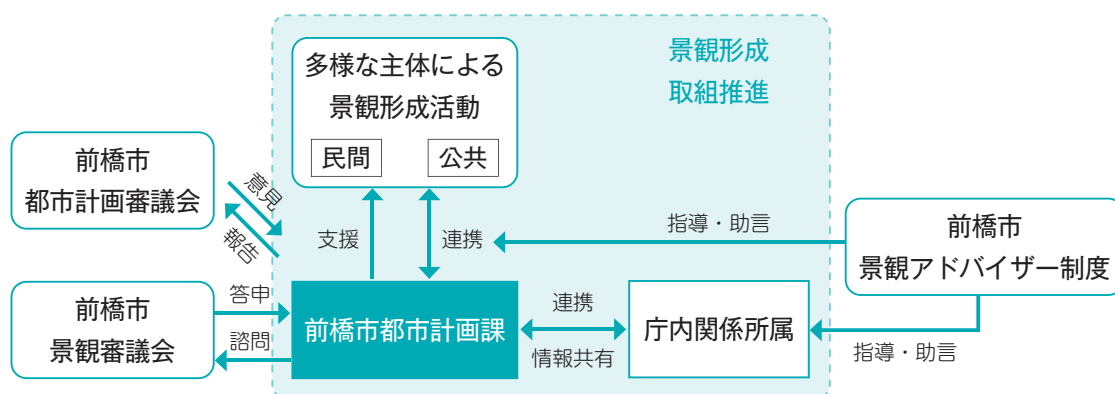
【専門アドバイス機関】

景観アドバイザー制度は、建築等の行為に際し、良好な景観の形成に向けたアドバイスを行う仕組み。

【多様な主体】

民間は、市民、町内会・自治会、NPO、企業、大学関係、建築士会、商工会議所など。公共は、庁内関係所属や群馬県などの関係機関を視野に入れた活動主体。

推進体制イメージ



3 | 景観形成に係る取り組み

Ⅲ－２「行動指針」で示したとおり、良好な景観を実現するためには、市民、事業者、行政のそれぞれが景観形成の主体であることを認識するとともに、本計画の考え方や方針を広く共有し、それぞれが協働していくことが重要です。

そこで、さまざまな機会を捉えて、本計画の周知はもとより、景観に対する関心を高めてもらうための各種啓発活動や景観形成を具現化するための取り組みを推進することとします。

(1) 景観に関する学習機会

- それいけ！前橋出前講座 講座メニュー：みんなで守ろう前橋の景観 ほか
- 景観まちづくり講演会等の開催
 - ・「本の街」にふさわしい景観のあり方を考える（令和６年度）
 - ・「景観を活かしたまちづくりシンポジウム in 前橋」の開催（令和７年度）
（群馬県、群馬県都市計画協会と共催）
- 景観資産展の開催
- 多世代を対象とした対話型説明会の開催

(2) 景観に関する情報提供

- 「景観の日（６月１日）」にあわせた広報誌等での啓発記事掲載
- 「ぐんま景観・まちづくり展」への景観啓発情報の出展

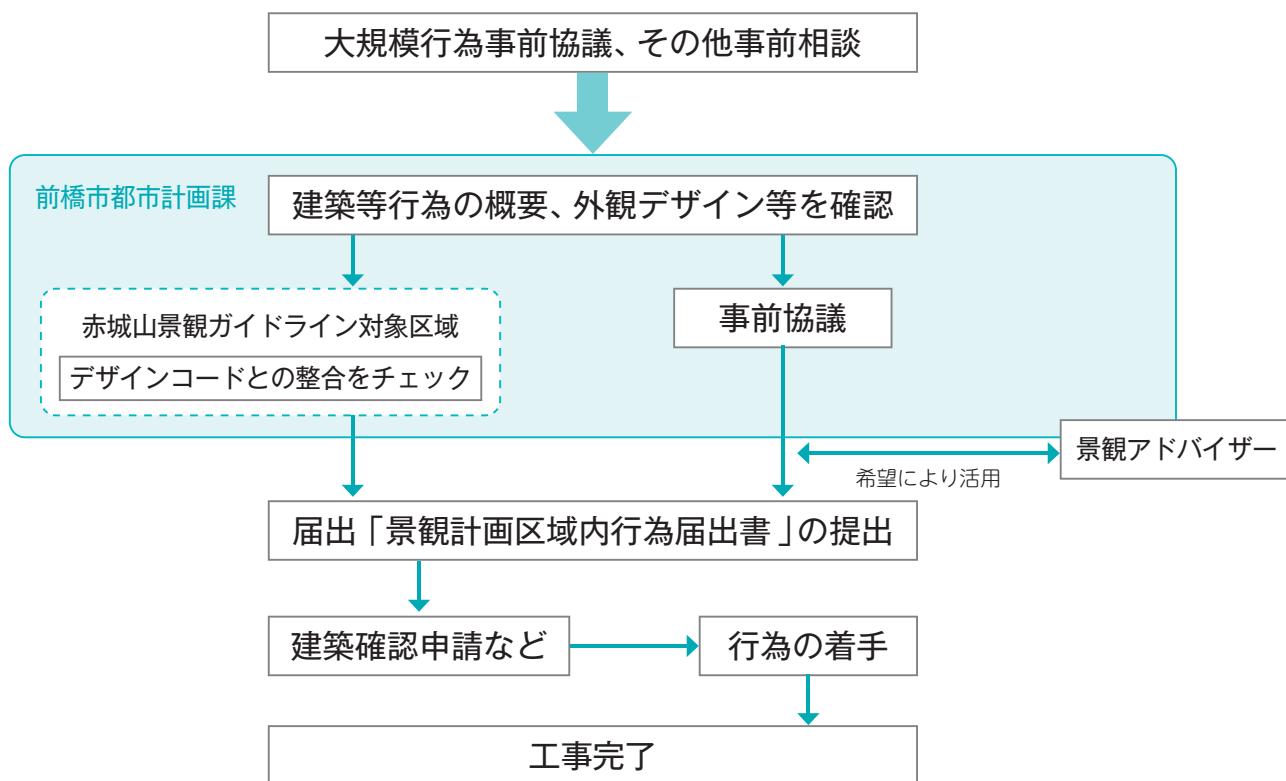
(3) 実践的な景観形成

- 広瀬川河畔景観形成重点地区での景観形成
- 赤城山景観ガイドラインの運用
- 景観アドバイザー制度の利用促進
- 景観資産登録制度への応募促進

4 | 建築等行為などに対する審査・監察・アドバイス体制

民間による建築等行為などは、「届出を要する行為」に示す大規模行為（Ⅳ 行為の制限に関する事項を参照）の届出が必要な行為としています。

また、本計画では、届出が必要な大規模行為以外の建築等行為についても、大規模行為と同様に良好な景観形成への配慮を求めているため、大規模行為の届出を必要としない建築等行為についても、アドバイスが得られる体制を検討します。



5 | 景観形成重点地区の役割

(1) 景観形成重点地区の役割

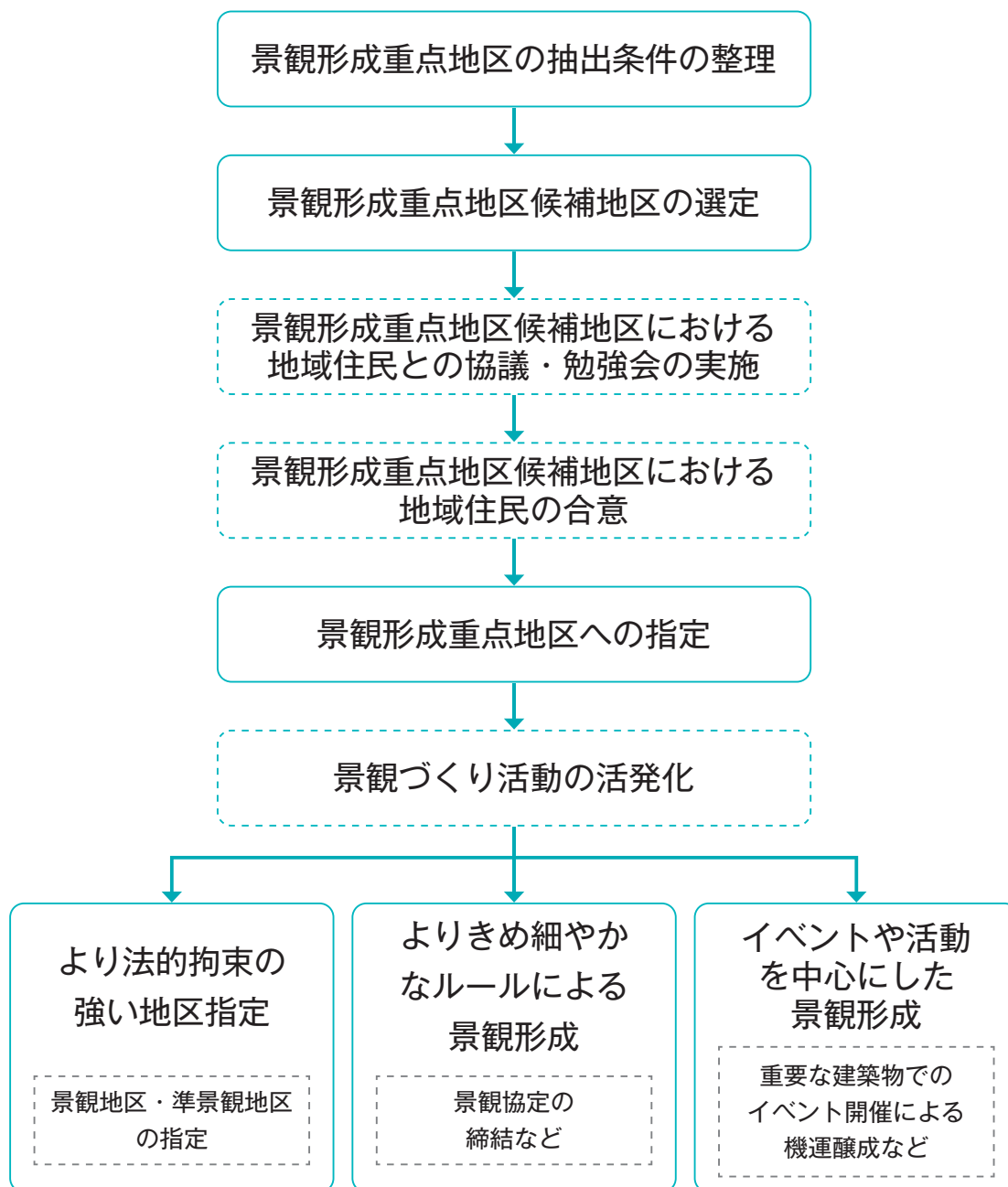
景観を質の高いものにしていくためには、行政が地域住民等の想いや地域の現状を丁寧に汲み取りながら、地域住民が主体的に景観づくりに取り組んでいける仕組みが必要であることから、平成29年度に広瀬川河畔景観形成重点地区を指定しました。（Ⅵ 景観形成重点地区を参照）

地区の指定は、行政の一方的な押し付けとならず地域住民の自主性が活かせるよう、日常的に行う市民への情報発信・広報活動を通じて地域住民の要望等を十分に把握したうえで住民との協議により行います。

さらに「景観形成重点地区」に指定した地域は、地域住民の景観に対する意識が高まり、更なる景観保全を望む声が大きくなった段階では、より具体的な施策支援やルールづくり、施設整備等が必要になってきます。

今後は、関係する計画・取り組み（Ⅶ 新たな景観形成に向けて /2 関係する計画・取り組み）等との整合を図りながら景観施策を推進するため、新たな景観形成重点地区の指定を検討します。

(2) 景観形成重点地区の指定と段階的活動の流れ

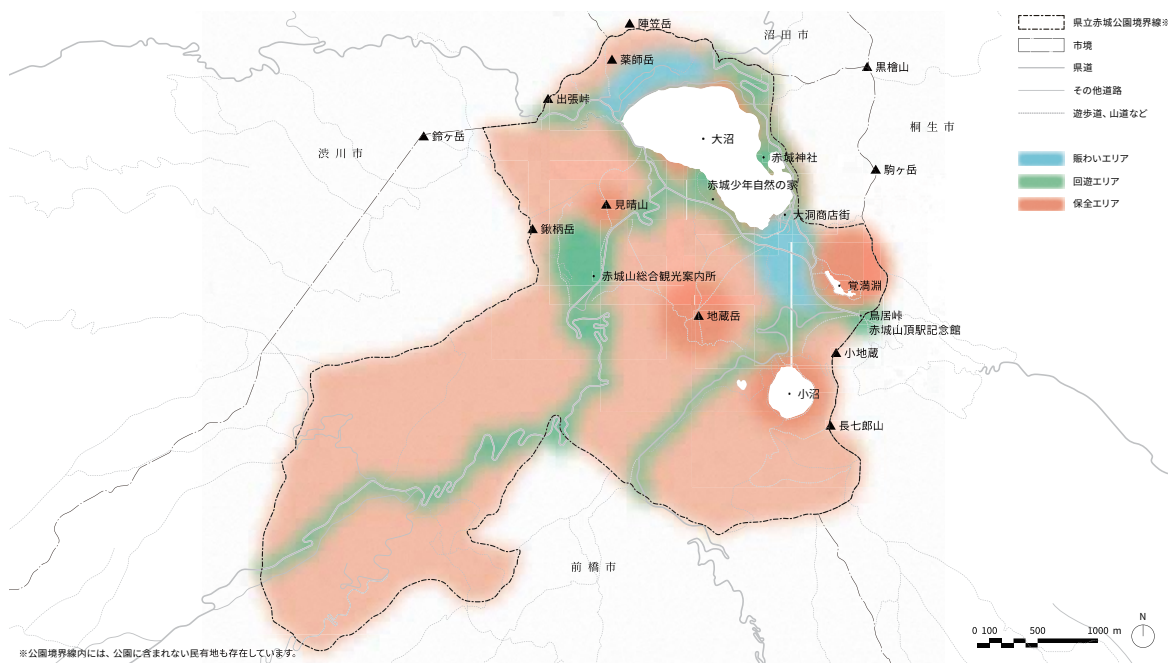


6 | 赤城山景観ガイドラインの運用

群馬県及び前橋市は、「県立赤城公園の活性化に向けた基本構想」(令和4年策定)に基づき、将来に向けて自然豊かな赤城山の価値を守り繋ぎ、良好な景観形成を図ることを目的として、赤城山デザイン協議会を組織し、地元の住民や環境団体と協力してガイドライン及びその運用のためのデザインコードを策定しました。

赤城山の良好な景観を守るため、このガイドラインの遵守を促します。

赤城山景観ガイドライン対象区域



デザインコードの一例

全てのエリア共通

自然景観を美しく見せる「地の色」の推奨色



建築物屋根の推奨色

09-30D (10R 3.0/2.0)	15-30F (5YR 3.0/3.0)
19-30D (10YR 3.0/2.0)	22-40B (5G 3.0/2.0)
65-20B (5B 2.0/1.0)	N-20 (N 2.0)

公共空間の設備の推奨色

25-70A (5Y 7.0/0.5)
19-60B (10YR 6.0/1.0) (景※3)
19-30A (10YR 3.0/0.5) (景※3)

屋根の色は、低明度・低彩度(暗く・鈍い色)であること、また、外壁等の建築物の外観は、あくまで自然の背景に馴染む落ち着いた雰囲気となるように留意しましょう。

公共空間の工作物や舗装材は既製品のカタログから選ぶとどうしても色味の強い(彩度の高い)製品を選びがちですが、屋外で大きな面積で見るといったより色が鮮やかだった、ということが少なくありません。主張を抑えるものは極低彩度かつ、できるだけ明るさも抑えるようにしましょう。

自然に映え、馴染むアクセントカラー



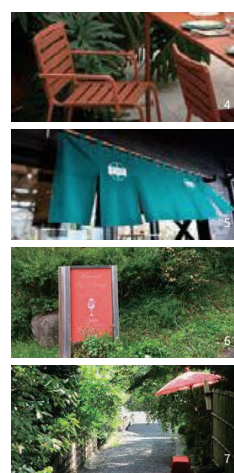
● ファニチャーやサインなどのアクセントカラーを使用する場合は、推奨色を活用する

ファニチャーやサインなどのアクセントカラーの推奨色

10R 4.0/6.0	2.5YR 3.0/4.0
10YR 6.0/6.0	10Y 6.0/4.0
5GY 4.0/4.0	5BG 3.0/6.0

賑わいや彩りと、ほのかに赤城山らしさを感じる色。このような赤城山の自然景観から抽出した色は突飛にならず、華やかで馴染みのよい雰囲気をつくることができます。複数の色をむやみに使うのではなく、深く1色でまとめると、洗練された印象になります。

アクセントとなる色もなるべく明度を下げた「深みのあるちょっと渋い色」を、小さな面積で使用することを推奨します。



※3: 景観配慮色=建築物や道路の附属物等については、国土交通省発行の「景観に配慮した道路付属物等の整備ガイドライン」にて、全4色が選定されており、公共空間の「地の色」を整えることで、景観形成に役立てられている。/
4: ファニチャー参考事例。TATTAHOMEウェブサイトより/5~7: 自然に映えるサインなどの参考事例

7 | 前橋市文化財保存活用地域計画の活用

本市では、「臨江閣」や「大室古墳群」といった指定文化財だけでなく、地域に残る未指定の歴史文化遺産も含めて総合的に保存・活用を図る「前橋市文化財保存活用地域計画」の策定作業を進めており（令和9年度策定予定）、今後は、市内全域を対象とした文化財の計画的な保護や防災、観光・教育への活用が進められます。

この計画で掘り起こされた地域の歴史資産などを意識した景観施策を展開することで、本市ならではの景観形成に努めます。

魅力発信の取り組み



発掘調査現地説明会



文化財解説ボランティアによるガイド

魅力活用の要素



植野稻荷太々神楽



横室歌舞伎衣裳虫干し



臨江閣ライトアップ